

障害児入所支援の概要

★障害児入所支援

障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。（児童福祉法第七条第二項）

1 支援の概要

(1) 福祉型障害児入所施設

保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

(2) 医療型障害児入所施設

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療（医療法上の病院の指定）を行う。

2 利用対象児童

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）

*手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象

*3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

根拠法令等

〈法令〉

- 児童福祉法・児童福祉法施行令・児童福祉法施行規則

〈指定基準・運営基準〉

- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【都条例】

- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則【都規則】

- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【基準省令】

- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）【解釈通知】

〈報酬〉

- 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）【報酬告示】

- 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）【留意事項通知】

- 「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成24年3月30日障発0330第31号）

〈Q&A〉

- 障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 等

〈運営指針等〉

- 障害児入所施設運営指針（令和3年9月9日障発0909第1号）

指定障害児入所支援の事業の基準(児童福祉法第24条の12参照)

第24条の12

指定障害児入所施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、指定入所支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害児入所施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定入所支援を提供しなければならない。

基準に基づいた運営の実施

→基準内容の理解が必要

指定障害児入所施設等の一般原則(都条例第3条(基準省令第3条参照))

第3条 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、当該入所支援計画に基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、当該指定入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定入所支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、特別区及び市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

適正な事業運営のために～基準に則った運営を～

○児童福祉法

(指定障害児入所支援の事業の基準)

第二四条の一二 指定障害児入所施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、指定入所支援に従事する従業者を有しなければならない。

② 指定障害児入所施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定入所支援を提供しなければならない。

○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(定員の遵守)

第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十七条 第六条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第三十八条まで、第四十条から第四十四条まで、第四十五条第一項、第四十六条から第四十九条まで及び第五十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

○東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する条例

(定員の遵守)

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員(第五条第三項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。)を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十六条 第六条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十二条まで、第四十三条第一項、第四十四条から第四十八条の三まで及び第五十条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

適正な事業運営のために～基準に則った運営を～

★適正な記録の保存（都条例第50条記録の整備(基準省令第51条)）

- ・サービス提供記録、個別支援計画、身体拘束等の記録、苦情に関する記録、事故記録 等

★定期的な研修の実施（都条例第9条勤務体制の確保等(基準省令第35条)）

- ・指導員等の障害児理解向上や事故防止策の徹底のため、研修計画を立て、定期的な研修を実施する。

★定期的な避難訓練の実施（都条例第48条非常災害対策(基準省令第37条)）

- ・避難場所や避難経路を事業所内で把握しておくとともに、定期的に避難訓練を実施する。

★緊急時等の対応方法の周知徹底（都条例第32条緊急時等の対応(基準省令第29条)）

- ・障害児の急変時の対応方法、連絡先等を事業所内で把握、周知しておく。

★個人情報管理の厳守（都条例第42条秘密保持等(基準省令第44条)）

- ・個人情報の管理方法を周知徹底する。従業員との秘密保持誓約書を取り交わす等、業務上知り得た情報を退職後も漏らさないよう周知徹底を図る。個人情報の利用については事前に利用者と同意を得ておく。

適正な事業運営のために～基準に則った運営を～

★苦情解決(都条例第45条苦情解決(基準省令第47条))

- ・苦情等については迅速かつ適切に対応するよう努め、その内容や対応方法を記録しておく。

★事故等防止対策の徹底(都条例第47条事故発生時の対応(基準省令第49条))

- ・都の「事故等防止対策の徹底について」や国の「障害児通所支援事業所及び障害児入所施設等における事故防止対策の徹底について」を備え、事故防止に努める。

★虐待防止のための取り組み(都条例第40条虐待等の禁止(基準省令第42条)・第8条運営規程(第34条))

- ・運営規程で虐待防止のための措置についての事項を定める。（虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画）等。

★情報の提供等(都条例第25条情報の提供(基準省令第20条))

- ・施設の体制等について、質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

★マニュアルの整備

- ・業務マニュアルのほか、危機管理マニュアルや事故防止マニュアル、虐待防止マニュアルなどを整備し、事業所内に周知する。

～ 定期的にご確認ください ～

【東京都障害者サービス情報】 <http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

※インターネットブラウザのお気に入りに登録するなどして、いつでも
閲覧できるようにすることをお奨めします。

【こども家庭庁のHP】 <https://www.cfa.go.jp/>

【厚生労働省のHP】 <http://www.mhlw.go.jp>